

要援護者支援センターの設置について

1. 概要

平常時から要援護者を地域で見守り、支える体制の推進を図るとともに、災害発生時の要援護者支援の強化のため、その拠点施設として「要援護者支援センター」を設置する。

災害時に24時間稼働し、身体等の状況が通常の避難所では避難生活が困難な要援護者の初動受け入れ及び生活支援等を行うために開設する避難所として「基幹福祉避難所」に指定している市内12か所の高齢者介護支援センター（次頁表1参照）を要援護者支援センターに指定する。

2. 機能

要援護者支援センターに、新たに見守り支援員を1名配置し次の業務を担う。

【平常時】

- ・要援護者の把握と顔の見える関係づくりに努め、区社協と連携し、あんしんすこやかセンターや平成30年度より順次設置予定の障害者支援センター、民生委員との情報共有を図り、見守りに関する関係を構築する
- ・簡易ベッドや紙おむつなどの要援護者の避難生活の初動期に必要な備蓄に努める
- ・高齢者及び障害者ショートステイ事業の運営を通じた要援護者・家族との関係づくり

【災害時】

要援護者の初動受け入れや相談支援等を担う基幹福祉避難所（『災害時における基幹福祉避難所の設置運営に関する要綱』に基づき、平成28年12月1日に指定）として、要援護者に対する生活支援のほか、関係機関等と連携して要援護者の支援を行う。

- ・避難場所を確保し要援護者の初動受け入れと生活支援
- ・関係機関・ボランティアと連携した在宅要援護者の安否確認
- ・避難所で要援護者のニーズ把握を行う要援護者相談

3. 29年度の取り組み

今年度中に条例化を行い、要援護者支援センターを設置する。

4. 今後の展開

要援護者支援センターの機能として、24時間稼働で、かつ在宅サービスの活用という観点から特別養護老人ホームを併設している高齢者介護支援センターが最も求める機能を有しているといえる。

しかしながら、①高齢者介護支援センターは市内に12か所整備されているものの北区と西区にはなく、②その他の区においても1か所あるいは2か所では不十分であり、地域の実情に応じて更なる設置が必要である。

これらを踏まえ、今後設置に必要な予算を確保しつつ、必要な箇所数の設置を進めていきたいと考えている。

(表1) 高齢者介護支援センター

東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
1	2	2	3	—	1	2	1	—	12

- ① (東灘) 魚崎高齢者介護支援センター
- ② (灘) 大石高齢者介護支援センター
- ③ (灘) 灘の浜高齢者介護支援センター
- ④ (中央) 脇の浜高齢者介護支援センター
- ⑤ (中央) 東部高齢者介護支援センター
- ⑥ (兵庫) キャナルタウン高齢者介護支援センター
- ⑦ (兵庫) 中道高齢者介護支援センター
- ⑧ (兵庫) 浜山高齢者介護支援センター
- ⑨ (長田) 西部高齢者介護支援センター
- ⑩ (須磨) 白川高齢者介護支援センター
- ⑪ (須磨) 離宮高齢者介護支援センター
- ⑫ (垂水) 本多聞高齢者介護支援センター

